

(3月7日)

ドイツ・オランダにおける畜産環境問題

(明海大学) 高山隆子

西欧諸国では1960年代後半以降、環境悪化に対する国民の危機意識の高まり、市民運動の広がりの中で、様々な分野の環境政策、法制的整備が進められている。このような動きは農業分野では、80年代以降顕在化した農産物過剰、アメリカ等の輸出国との貿易摩擦という市場経済的要因によって加速され、環境調和的 (umweltverträglich) 農業政策、デカップリング農業政策が展開している。

ドイツにおいて環境問題が国民的な関心と呼ぶのは、日本と同様に1970年前後のことである。1971年、連邦政府は環境プログラムを制定したが、それはあらゆる政策に環境保護を取り入れること、汚染者負担の原則、環境保全技術の重視という3つの目的を有するものだった。さらに72年には基本法を改正し、連邦政府に環境保全に関する法的並びにその他の措置をとる権限を与えた。その後、廃棄物処理法 (1972年)、汚染防止法 (1974年)、自然保護法 (1976年) などの環境保全に関する連邦法が次々と制定された。また1976年に制定された自然保護法には、秩序正しい (ordnungsgemäß) 農業を維持するという農業に関する特別の規定が含まれている。

西欧の農業において畜産は集約化が進み、また主たる位置を占めているがゆえに、その環境面での配慮は大きな意味を持つ。現在のところドイツでは、①農地への糞尿散布の規制、②1 ha 当たり飼養頭数の制限、③飼料供給方法の制限、④糞尿処理方法の規制という4つの点が連邦、州によって推進されている。① 農地への糞尿散布の規制：1977年の廃棄物処理法改正によって同法が家畜の糞尿にも適用されるようになり、州政府がその散布方法や散布時期を規制する権限を有するよう

になったため、それ以降北ドイツの各州では糞尿令が施行されている。また、水管理法 (1957年制定、86年改正) に規定された水質保全地域においては、農薬や糞尿の散布が制限され、農家にはそれによる所得減少分の補償金が支払われている。

② 1 ha 当たりの飼養頭数の制限：これには1980年代に始まるCAPやドイツ農政の転換、すなわち主要農産物の粗放化や休耕の推進が関連している。たとえば農民的農業促進法 (1989年) による社会構造的補償金は、土地と結びつかない大規模な畜産経営には支給されない。また州によっては北部のニーダーザクセン州のように、個別経営に対する投資助成の条件として1 ha 当たり飼養大家畜単位の上限 (2.5) を定めている場合もある。

③ 飼料供給方法の制限：連邦レベルでは1992年に改正された飼料令の中で、飼料効率が高く、かつタンパク質、窒素、リンなどが多量に排泄されないような飼料の種類が規定されている。また州農業会議所などでは、家畜の種類に合わせた飼料の種類、給餌方法が研究、施行されている。

④ 糞尿処理方法の規制：糞尿も含む肥料の使用方法に関しては、1989年に改正された肥料法により優良専門家指針による方法のみが認められている。また1991年に改正された汚染防止法には、大規模畜舎や糞尿貯蔵施設の建築に関する規定もある。

一方、土壤汚染の問題がより深刻なオランダにおいては、すでに80年代半ばに土壤保全法、糞尿・肥料法が制定されているが、2000年を目指して農業簿記帳に基づく栄養投入量の管理、さらに許容限度量以上投入に対する課徴金の導入が計画されているなど、汚染者負担原則の実施に向かいつつある。

(文責・市田 (岩田) 知子)

(本研究会は、小事項研究の一環として行われたものである。)